



除雪機による事故を防ぎましょう！



エンジンを掛けたまま離れない！

- ・作業の時以外は、必ずエンジンを止める。

周囲に人がいる時は使わない！

- ・作業中は、絶対にまわりに人を近づけない。
- ・人がいる場合は作業を中止する。
- ・雪を飛ばす方向に注意する。

後方注意！

- ・後進する時は、足もとや後方の障害物に気をつける。

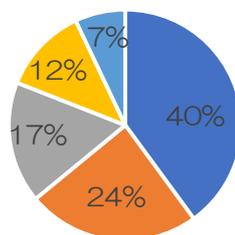
雪かき棒を使う！

- ・雪詰まりを取り除く時は、エンジンを止めて必ず雪かき棒を使う。



歩行型ロータリー除雪機使用中の 4大事故要因

出典：消費者安全調査委員会による集計



- 除雪部に手を突っ込む
- 回転部に巻き込まれる
- 後進時に挟まれる
- 除雪機に轢かれる
- その他



ひとことアドバイス



- 定期点検を行いましょう。特に安全装置が正常に動作するか確認しまししょう。
- 安全装置であるデッドマンクラッチをひもで縛る等、固定して無効化すると大変危険です。絶対に無効化して使用しないようにしまししょう。
- エンジンをかけたまま、投雪口や回転部に手を近づけないようにしまししょう。雪が詰まった場合は雪かき棒を使用しまししょう。
- 除雪中だけでなく、移動中や収納中にも気をつけまししょう。特に、後進時はより注意しまししょう。
- 古い機械（平成16年4月以前）には、デッドマンクラッチ機構が装備されていない機種もありますので、確認しておきまししょう。



生活安全情報

米沢警察署生活安全課から

悪質な訪問販売業者に気をつけて！

県内では、訪問販売業者が高齢者に高額な消火器を売りつけ、しかも交付された書類の住所や電話番号を偽り、クーリング・オフをさせないようにするという事件が発生しています。

このような事件では、自分が被害にあっていることに気づかず、数年後にまた同じ業者が来て高額商品を売りつけられる場合があります。

訪問販売業者が来たら、その場で判断せず、家族などに相談するようにして下さい。



「消費者カアッフ講座」の参加者募集

～身近な消費生活相談事例の紹介＆
笑って学んで騙されない！落語で学ぼう悪質商法～



山形県消費生活センターには、日々多くの県民から、契約トラブルや悪質商法等に関する様々な相談が寄せられています。本講座では、近頃寄せられている相談事例を分かりやすく解説します。また、「悪質商法」をテーマに笑って楽しく学べる落語も用意しています。本講座にぜひ参加して、賢い消費者を目指しましょう！

《日時・会場》

12月22日(火) 14:00～15:00 シェルターなんようホール 展示ギャラリー

- ◎ 県内在住の方であればどなたでも受講可能です。各会場先着30名程度となります。
- ◎ お問い合わせ・申し込みは、電話（☎023-630-3101）又はインターネットからお気軽にどうぞ。

(URL : https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=3076)

12月・1月の消費生活法律相談

12月10日(木) 13:30～15:30

1月14日(木) 13:30～15:30

*弁護士が無料でアドバイス(30分)

*電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁 1階)

電話: 0238-24-0999

FAX: 0238-26-6072